

**令和4年度**  
**第2回和歌山県森林審議会**  
**議 事 録**

日時：令和5年1月10日（火）10:00～11:30  
場所：和歌山県民文化会館6階特別会議室B

令和4年度 第2回和歌山県森林審議会 議事録

日時：令和5年1月10日（火）10：00～11：30

場所：和歌山県民文化会館6階特別会議室B

林業振興課  
副課長  
(以下「司会」)

【開 会】

定刻となりましたので、ただ今から、令和4年度第2回和歌山県森林審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙にも関わらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、林業振興課の石橋でございます。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、開会にあたりまして、和歌山県 農林水産部 森林・林業局長の 田中(たなか) 雅道(まさみち) からご挨拶申し上げます。

局 長

森林・林業局長の田中です。

本日、森林審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方におかれましては、新年早々ご多忙な中にも関わらず、ご出席いただき厚くお礼申し上げます。

また、平素から、県政とりわけ林務行政の推進につきまして、格段のご指導とご高配を賜っておりますことを、この場をお借りして重ねてお礼を申し上げます。

さて、昨今の林業を取り巻く情勢として、2021年に発生したウッドショックは、昨年ロシア・ウクライナ情勢や円安等の状況から、不安定な状況が続いております。

木材の価格はピーク時よりは下がってきているものの、コロナ前に比べて高止まりしている状況でございます。

また、11月にエジプトで開催されましたCOP27では、気候変動に起因する災害が重要な議論となりました。

森林分野では、「森林・気候のリーダーズ・サミット」が立ち上がり、2030年までに森林の喪失と土地の劣化を食い止めるための行動を拡大することなどが議論されました。

世界的には、CO2排出量の減少がなかなか進まない状況の中、森林CO2吸収源や貯蔵庫としての重要性は一層増しているというようなところでございます。

局長

一方、国内では、温室効果ガスの排出削減目標の達成であったり、災害防止等を図るための森林整備などに必要な財源を定期的に確保するという観点から、森林環境譲与税が創設されました。

既に令和元年度から森林環境譲与税が都道府県や市町村に配分されておりますけれども、皆様も報道等でご覧になってご存じだと思いますが、新聞等で活用割合の低さというのが取り上げられておりまして、政府では配分基準の見直しが議論されているようです。

県内の市町村においても活用割合は低い状況だったので、年度初めから各市町村を訪問し、具体的な活用案を提示するなど積極的な働きかけを行ってききました結果、今年度の活用見込みは、今年度の配分額を上回るような状況となっております。

今後とも、市町村における森林環境譲与税の活用促進が図られるよう、県としましても引き続き様々な支援を行っていくつもりでございます。

さて、本日の森林審議会ですが、地域森林計画の変更に係る事項についてご審議をいただきますとともに、林地開発許可に係る報告をさせていただくこととなっております。

委員の皆様には、忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたしまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

司会

それではここで、委員の皆様をご紹介させていただきます。

委員でございます。  
委員でございます。  
委員でございます。  
委員でございます。  
委員でございます。  
委員でございます。  
委員でございます。  
委員でございます。  
委員でございます。  
委員でございます。  
委員でございます。

なお、           委員と           委員、           委員、           委員におかれましては、本日所用のためご欠席でございます。

続きまして、県職員の出席者を紹介致します。  
森林・林業局 局長の 田中 雅道 です。  
林業振興課 課長の 小川 泰典 です。  
森林整備課 課長の 原 賢一郎 です。  
林業振興課 計画班長の 小山 幸司 です。  
森林整備課 治山班長の 笠野 伸也 です。

次に、お手元の資料のご確認をお願い致します。

本日配布しています資料としまして、

- ・ 令和4年度第2回和歌山県森林審議会【日程】
- ・ 配布資料一覧
- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 配席図

です。

事前に送付いたしました資料としまして、

- ・ 審議事項－1

「地域森林計画の一部変更について」

説明資料

資料1 紀北地域森林計画書（案）

資料2 紀中地域森林計画書（案）

資料3 紀南地域森林計画書（案）

- ・ 報告事項－1

「林地開発行為の許可に関することについて」

- ・ 参考資料 審議事項和歌山県森林審議会関係法令等  
でございます。

資料に不足はございませんでしょうか。

それでは、ここで和歌山県森林審議会について、簡単にご説明致します。

事前に配布しております資料の「和歌山県森林審議会関係法令等」の1頁をご覧ください。

司 会

当審議會は、森林法第 68 条第 1 項において、「都道府県に都道府県森林審議會を置く」こととされており、この規定に基づき、和歌山県森林審議會を設置してございます。

また、審議會の所掌事務は、森林法第 68 条第 2 項及び第 3 項の規定による事項となっております。

具体的には、森林法に基づく事項として、

- ・地域森林計画の策定、変更に関すること。
- ・地域森林計画の対象森林となっている民有林における開発行為に関すること。

- ・保安林の指定、指定の解除に関すること。

そして、森林病害虫等防除法に基づく事項として、

- ・高度公益機能森林の指定、変更等に関すること。

などがございます。

この他、森林法の施行に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申すること。

などとなっております。

続きまして、本日のスケジュールを簡単にご説明致します。

審議會次第をご覧ください。

本日の議事は、

「(1) 地域森林計画の一部変更について」

報告事項としまして、

「(2) 林地開発行為の許可に関することについて」

でございます。

それではこれより、議事に移らせていただきます。

会議の議長につきましては、和歌山県森林審議會運営についての内規第 5 条の規定に基づき、

■■■■ 会長をお願いいたします。

■■■■ 会長、よろしくお願いいたします。

■■■■ 会長  
(以下「議長」)

ただ今、紹介いただきました ■■■■ でございます。

皆さんおはようございます。

それでは、これより議長を務めさせていただきます。

円滑な議事進行に皆様のご協力をよろしくお願い致します。

議 長

まず、本日の議事録署名委員につきまして、私の方から指名させていただきます。

■■■■ 委員 と ■■■■ 委員によろしく願います。

それでは早速議事に入っていきたいと思います。

まず、審議事項「(1) 地域森林計画の一部変更について」でございます。

それでは、県担当課からご説明いただけますでしょうか。

林業振興課長

林業振興課長の小川です。

委員の皆様には、日頃から本県の森林・林業行政にご指導・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

今回審議していただきます、「地域森林計画の一部変更について」説明いたします。

まず最初に、森林計画制度についてご説明させていただきます。

お手元の審議事項1の地域森林計画の一部変更についてという資料の1頁をご覧ください。

これは森林計画制度の体系を示したものです。

国、都道府県、市町村などがそれぞれの役割に応じて、長期的な視点から、森林の取り扱いを定めることになっています。

一番上から、森林・林業基本法に基づき、政府が、森林・林業基本計画を策定します。

森林・林業基本計画は、今後20年程度を見通しまして、森林・林業施策の基本的な方向性を示すもので、おおむね5年ごとに見直しが行われます。

次に、森林法に基づき、農林水産大臣が、森林・林業基本計画に即した全国森林計画をたてます。

こちらは15年を1期としまして、森林整備・保全の目標やルール、ガイドラインなどを定めます。地域森林計画等の指針となるものになります。

次に、都道府県知事は、民有林について、全国森林計画に即して、流域を基本として定めている森林計画区ごとに地域森林計画を策定するよう森林法で定められています。計画期間は10年を1期として5年ごとに計画を樹立するというように

林業振興課長

なっています。

計画区ごとに森林の区域や、伐採、造林、林道、保安林の整備目標などを定めています。

次に、市町村長は、地域森林計画に適合した市町村森林整備計画を10年を1期として5年ごとに策定するよう森林法で定められており、各市町村の森林のマスタープランとなるよう、市町村における森林づくりの構想や森林の機能区分、森林施業の方法、路網計画などを定めています。

なお、一番下の森林経営計画につきましては、森林所有者や森林所有者から委託を受けた者が、間伐や主伐などの経営管理等についての実施計画を策定し、市町村長等の認定を受けるものであります。

森林計画制度につきましては以上のとおりでございます。

この中で、本日ご審議いただきますのは、紀北、紀中と紀南地域森林計画の変更案です。

当該3地域の変更内容は、計画対象となる森林区域面積の増減、林道の開設等計画の変更、また要整備森林の整備計画の変更及び解除などがございます。

変更内容の詳細についてはこの後、担当班長の小山から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

林業振興課  
計画班長

林業振興課計画班長の小山です。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、今課長から説明いたしました変更の詳細等につきましてご説明させていただきます。

座って説明させていただきます。

今回審議していただく「地域森林計画の変更」についてご説明させていただきます。

資料としましては、説明資料と資料1から資料3の計画案でございます。

お手元にご用意ください。

それでは、説明資料2頁をご覧ください。

和歌山県の森林計画区になります。

本県には、紀北、紀中、紀南の3つの計画区が定められています。

各計画区の範囲、資源情報などはこちらの表のとおりでご

ざいます。

今回は、3つの計画区で変更を行うものでございます。

それでは、紀北地域森林計画の変更について説明させていただきます。

説明資料の3頁「紀北地域森林計画の変更について」ご説明させていただきます。

「(1)計画の対象とする森林区域」の変更につきましては、森林の現況や周辺状況から、今後も引き続き森林として利用される区域を新たに計画対象森林へ編入し、林地開発等により現況が森林以外になった区域のうち、完了確認や現地調査を行った箇所を計画対象森林から除外するといった内容です。

市町村別の森林面積の変更について説明させていただきます。

なお、面積は四捨五入により整数で処理させていただいております。

和歌山市は、縮小2箇所ですが、四捨五入の関係で増減なしの「0」となります。

海南市も、縮小2箇所ですが、四捨五入の関係で増減なしの「0」となります。

橋本市は、縮小1箇所、1haの減となります。

紀美野町は、拡大1箇所、縮小3箇所合計1haの増となります。

今回の変更で、計画対象の森林面積は全体で増減なしの「0」となっております。

森林面積変更の概要ですが、1haを超える転用に係る区域変更箇所はございません。

続きまして「(2)要整備森林の指定と解除」でございます。「要整備森林」とは、間伐などの整備が遅れていることにより、水源涵養機能や山地災害の防止等の公益的機能が低下している保安林のうち早急に整備が必要な森林について、農林水産大臣が「特定保安林」に指定する制度がありますが、地域森林計画の対象とする森林の区域内に、この「特定保安林」がある場合は「要整備森林」として、地域森林計画で施業の方法や時期を定めるとなっております。

今回は、橋本市の三ツ石地区における水源かん養保安林



1. 65ha について、令和 2 年度の変更で要整備森林として定め、令和 4 年度末までに間伐を行うよう促していたところですが、令和 4 年春に森林所有者の変更が生じたため、完了の時期を令和 6 年度末までに変更するものです。

位置等につきましては、4 頁のとおりです。

紀北地域森林計画の変更につきましては以上でございます。

なお、紀北地域森林計画の変更案は、添付しております資料 1 でございます。

続きまして、紀中地域森林計画の変更について説明いたします。

説明資料の 6 頁、「紀中地域森林計画の変更について」でご説明させていただきます。

「(1) 計画の対象とする森林区域」の変更につきましては、先の紀北地域の計画と同様、対象とする森林の編入と除外であります。

市町村別の森林面積の変更についてですが、

まず、広川町は、拡大 2 箇所、縮小 2 箇所合計 2 ha の減となります。

有田川町は、拡大 2 箇所、縮小 4 箇所合計 1 ha の増となります。

日高町は、縮小 1 箇所、2 ha の減となります。

みなべ町は、拡大 1 箇所 1 ha の増となります。

日高川町は、縮小 2 箇所合計 2 ha の減となります。

今回の変更で、計画対象の森林面積は全体で 4 ha の減少となっております。

森林面積変更の概要ですが、1 ha を超える転用に係る区域変更箇所の図面等を 7 頁から 13 頁に添付させて頂いております。

事前に資料をお送りさせて頂いておりますので、個々の詳細な説明は割愛させて頂きませんが、番号 1、2、4 は高速道路の 4 車線化に伴う工事が完了した部分を今回森林から除外するものであります。

番号 3 は、町道の開設に伴う工事が完了した部分を今回森林から除外するものであります。

なお、紀中地域森林計画の変更案は、添付しております資料 2 でございます。

紀中地域森林計画の変更につきましては以上でございます。

続きまして、紀南地域森林計画の変更について説明いたします。

説明資料の14頁、「紀南地域森林計画の変更について」をご覧ください。

「(1)計画の対象とする森林区域」の変更につきましては、先の2地域の計画と同様、対象とする森林の編入と除外であります。

市町村別の森林面積の変更についてですが、

田辺市は、縮小5箇所、合計9haの減となります。

白浜町は、縮小2箇所ですが、四捨五入の関係で増減なしの「0」となります。

那智勝浦町は、縮小10箇所、合計19haの減となります。

太地町は、縮小3箇所、合計1haの減となります。

古座川町は、縮小1箇所ですが、四捨五入の関係で増減なしの「0」でございます。

串本町は、縮小15箇所、11haの減となります。

森林面積変更の概要ですが、1haを超える転用に係る区域変更箇所の図面等を説明資料16頁から24頁に添付しております。

こちらにも事前に資料をお送りさせて頂いておりますので、個々の詳細な説明は割愛させて頂きませんが、番号1は10市町で構成する紀南環境広域施設組合が行う最終処分場の建設に伴う工事が完了した部分を森林から除外するものであります。

番号2は資材置き場造成完了に伴う森林からの除外で、これにつきましては平成7年度の森林審議会において、開発許可の事後報告を行った案件であります。

番号3、4は高速道路開設に伴う工事が完了した部分を今回森林から除外するものであります。

番号5はロケット発射施設工事完了に伴う森林からの除外で、令和元年度の森林審議会において、開発許可の事後報告を行った案件でございます。

続きまして15頁「(2)林道の開設又は拡張に関する計画」について説明いたします。

今回は、すさみ町における林道広瀬谷線、北山村における平

田大谷線の拡張に関する変更です。

広瀬谷線は、新規追加により橋梁修繕を計画するもので、続いて北山村の平田大谷線は、新規追加により、のり面などの改良工事と舗装工事を計画するものです。

これら林道の位置等につきましては25頁から26頁のとおりでございます。

続きまして「(3)要整備森林の解除」でございます。

「要整備森林」とは、紀北地域計画の際にもご説明いたしましたが、間伐などの整備が遅れていることにより、水源涵養機能や山地災害の防止等の公益的機能が低下している保安林のうち早急に整備が必要な森林について、農林水産大臣が指定する「特定保安林」につきましては、地域森林計画の対象とする森林の区域内にあるものについては、地域森林計画で施業の方法、時期を定めるとなっております。

那智勝浦町の小阪(こさか)地区の要整備森林11.62haについて、間伐により過密域状態が解消されましたので、今回、要整備森林から除外することとしております。

位置等につきましては27頁のとおりです。

紀南地域森林計画の変更につきましては以上でございます。

なお、紀南地域森林計画の変更案は資料3として添付してございます。

以上が今回ご審議いただく計画の変更案の内容となります。

なお、紀北並びに紀中、紀南森林計画の変更案につきましては、森林法第6条第1項の規定に基づき、令和4年11月15日から12月9日まで縦覧に供しましたが、意見は寄せられておりません。

また、各計画区域内の市町村および近畿中国森林管理局に意見照会を行いました、「意見なし」として回答をいただいているところです。

その旨ご報告させていただきます。

本日、森林審議会からの答申をいただいたのちは、速やかに農林水産大臣に協議を行い、同意が得られ次第、告示等の変更手続きを経て、来年4月1日から有効な計画となる予定です。

私からの説明は以上となります。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

議長

はい。

どうもご説明ありがとうございました。

只今林業振興課からご説明いただきました。

委員の皆様から何かご質問やご意見をいただきたいと思えます。

なお、本日ご欠席されております、          委員、          委員、          委員、          委員からも特にご意見はいただいておりません。

それでは委員の皆様から何かご質問やご意見ございましたら、ご発言いただけますでしょうか。

          委員

結構開発していますが、保安林を解除してというところはございますでしょうか。

林業振興課  
計画班長

確認したところ、ございませんということであります。

          委員

わかりました。

議長

そのほかいかがでしょうか。

議長

ちょっと私からも1点お聞きしたいのですが、森林が増加しているところがあったのですが、あれはおそらく再確認したら森林だったということだと思いののですが、他にもこのような潜在的なところはかなりありそうでしょうか。

見込みですとか、あるいは増加が認められたきっかけといいますか、どのようなことがあれば出てくるのかということをお教えいただきたいです。

林業振興課  
計画班長

林業振興課の小山です。

今回森林の増ということで報告させていただいてはいますが、一つには耕作放棄地で植栽を行うという取り組みがありまして、みなべ町になるんですけど、耕作放棄地をそのままおいておくと、荒れてしまうということで、そこに植栽するという取り組みがされております。

もう1点は他のところでも同様の報告があったんですけど

林業振興課  
計画班長

ど、地籍調査によってです。

森林区域につきましては現況主義ということで、過去の聞き取りや現地調査によって定めているのですが、今回地籍調査で立ち合いをして区域の確認をした時に、森林だが地域森林計画に入っていない部分があるということで、市町村から森林の追加が上がってきたところです。

そういうところが今後も出てくるかもしれません。

議 長

どうもありがとうございます。

地籍調査が終わっているところを、追加しているということですね。

わかりました。

その他、いかがでしょうか。

それでは特に反対意見はないということでよろしいでしょうか。

各委員

はい。

議 長

それでは森林審議会として、意見を取りまとめるという形にさせていただきたいと思います。

地域森林計画の変更の原案につきまして、変更を求める特段の意見はございませんでした、ということで、原案については適当であると答申させていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

各委員

はい。

議 長

どうもありがとうございました。

それでは適当と認める、ということで答申をさせていただきます。

それでは、議事 1 はこれで終了させていただきます。

続きまして、議事 2 の報告事項「(2) 林地開発行為の許可に関する事について」に移ります。

それでは、森林整備課から説明をお願いします。

森林整備課長  
森林整備課長

森林整備課長の原でございます。

よろしく申し上げます。

林地開発許可の事案説明に入ります前に、許可の状況等についてご説明させていただきます。

本県における林地開発許可につきましては、昭和49年の森林法改正による運用開始から令和3年度末まで149件、約2,533haの事案を森林審議会のご意見を賜りながら、許可しております。

その、許可申請でございますが、平成4年頃までのバブル期まではゴルフ場や宅地造成等の大規模な開発が多く、その後は、新規案件が少なくなりましたが、平成24年7月からスタートしました再生可能エネルギー固定価格買取制度の関係で、太陽光や風力等の発電施設に係る案件が増加しているところでございます。

特に太陽光発電施設につきましては、開発面積が大規模化し、周辺への影響も大きいことから、本県では平成30年3月22日に「和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例」を施行し、太陽光発電に係る開発が適切な基準に従って行われるよう、ルールづくりを行ったところでございます。

しかしながら、全国各地の太陽光発電施設を目的とした開発において、土砂災害や濁水等の発生事例が多く報告されていることから、国、林野庁が令和4年1月に有識者検討会を設置し、1ha以下の小規模林地開発への対応等に係る検討が行われました。

その検討結果を踏まえまして、令和4年9月22日に森林法施行令の一部を改正する政令が公布され、令和5年4月1日から、森林を開発して太陽光発電設備を設置する場合、その面積が0.5haを超えるものは林地開発許可が必要となります。

お手元の資料、報告事項1「林地開発行為の許可に関することについて」の1頁目、2頁目をご覧ください。

昨年11月中旬頃に、この資料を各市町村や太陽光条例関係事業者に配布しまして、この旨を周知しているところでございます。

今後県といたしましても、林地開発許可制度の事務にあたりましては、より一層の適正な実施を心がけて参ります。

さて、本日事後報告させていただきます開発許可の事案に

森林整備課長

つきましては、開発行為に係る面積が10ha未満の新規許可事案が1件、それから開発行為に係る面積が変更前の2割以下の増加となる変更の事案が2件でございます。

具体的な内容につきましては、治山班長の笠野からご説明させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

森林整備課  
治山班長

森林整備課治山班長の笠野でございます。

よろしくお願いいたします。

座って説明をさせていただきます。

資料の3頁をご覧ください。

既にご存じの方もおられますが、まず最初に、「林地開発許可制度の概要」について、ご説明させていただきます。

林地開発許可制度については、森林法第10条の2第1項で地域森林計画の対象となっている民有林において、1haを超える開発行為をしようとする者は、農林水産省令で定める手続きに従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。となっております。

また、課長からの説明にもありましたように、森林法施行令の一部を改正する政令が公布され、令和5年4月1日より、太陽光発電設備を設置する場合、0.5haを超えるものは許可の対象となります。

なお、森林法第10条の2第2項で、林地開発の許可申請があった場合の4つの許可基準が定められております。

具体的には、一つ目の災害の防止対策について、開発行為により、周辺地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

2つ目の水害の防止対策としまして、開発行為により、下流地域において水害を発生させるおそれがあること。

3つ目の水の確保対策としまして、開発行為により、周辺地域の水質・水量などに影響を与え、水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

4つ目の環境の保全対策としまして、開発行為により、周辺地域において森林環境を著しく悪化させるおそれがあること。

4つの要件がございます。

都道府県知事は、この4つの要件にいずれも該当しないと

認めるときは、これを許可しなければならない、となっております。

続きまして資料の4頁をご覧ください。

本日の森林審議会に事後報告させていただきます、新規許可1事案と変更許可2事案の概要について、ご説明させていただきます。

まず最初に、内規に定めた「一括事後報告によることができる事項」について、ご説明させていただきます。

和歌山県森林審議会森林保全部会運営についての内規第1条第1号におきまして、「林地開発に伴うもの」が審議事項の対象となっておりますが、次の2点に該当する場合につきましては、一括事後報告によるものとされております。

まず、1つ目として『開発行為に係る面積が10ha未満のもの、又は開発行為に係る面積が10ha以上であっても変更に係る増加の面積が開発行為に係る変更前の面積の2割を越えないもの』。

そして、2つ目として『森林法第10条の2第2項各号に該当するおそれのないものであって、森林の保続培養及び森林生産力の増進に著しい影響を与えるものに該当しないもの』とされております。

今回ご報告させていただきます3事案につきましては、以上の要件を満たしておりますので、事後報告とさせていただきます。

それでは5頁をお願いします。

新規許可の事後報告事案より、ご説明させていただきます。

開発事業者、開発行為地、開発目的についてご説明させていただきます。

当該事案は、和歌山市中之島の株式会社泰建による、上富田町生馬字救馬谷地内における事業用用地造成を目的とした開発となっております。

6頁をご覧ください。

事業地は、上富田ICから東側約1km、上富田企業団地南側の上富田町生馬字救馬谷地内の森林区域に位置します。

事業地に隣接して東西に町道檜ノ木救馬谷線が、南北に町道本郷救馬谷線が走るとともに、南北に富田川の支流である馬川が流れています。



7頁をご覧ください。

事業区域面積は 7.8229ha、そのうち、開発にかかる森林許可面積は 5.5977ha となっています。

開発地の森林の現況としては、コナラ・モチノキ等の広葉樹が殆どを占めております。

一部にスギの人工林があります。

8頁をご覧ください。

こちらは開発計画の概要になります。

総切土量約 25 万 $m^3$ 、総盛土量約 22 万 $m^3$ の工事を行いまして、約 2.6ha の事業用用地を造成する計画となっています。

防災計画についての内容でございますが、開発地流末に沈砂機能を備えた防災調整池を 1 基設置します。

開発後のピークとなる流量を下流断面の流下能力以下にまで調整した後、馬川へ流下させる計画となっております。

この、調整池には沈砂機能も併せ持っております、土砂の流出防止を図る内容となっております。

なお、残置森林につきましては 2.0951ha、造成森林は 0.2551ha を配置する計画となっております、森林率が 30.55% となっております、基準であります 25% を上回りクリアしております。

9頁をご覧ください。

先ず、「災害の防止」につきましては、切土・盛土の勾配も適切となっております。

盛土部の安定計算は 1.5 倍で、土砂の流出、排水処理等を適切に計画されてございました。

また、「水害の防止」につきましては、開発後のピーク流量を、下流の流下能力を考慮した流量以下にまで調整する計画となっています。

次に、「水の確保」につきましては、沈砂池等の濁水防止対策が適切に計画されてございます。

最後に、「環境の保全」につきましては、先ほど申しましたように残置森林等が適切に配置されてございます。

森林率の基準も満足していることから、林地開発許可における 4 要件のいずれも基準に即した適切な対策がなされているため、許可相当と判断し、令和 4 年 8 月 18 日に許可を行っております。

次に、変更許可の事後報告事案 1 つ目について、ご説明させ

ていただきます。

10 頁をご覧ください。

本事案は、大阪市中央区の株式会社大起環境による、紀の川市神通字稲尾地内において許可していた土石の採掘について、採掘跡地の一部を残土処分場に変更する開発案件となっております。

事業地は、紀の川 IC から北側約 5 km、大阪府との県境の紀の川市神通字稲尾地内の森林区域に位置します。

事業地に隣接して南北に県道泉佐野打田線が走るとともに、これと並行して二瀬川が大阪府泉佐野市側に流れています。

12 頁をご覧ください。

こちらが変更前後の開発計画平面図になります。

事業区域について、若干の変更がございます。

こちらにつきましては、国土調査による地番界が確定したことによって一部が変更したものでございます。

変更後の赤色囲みのエリアが、新設される残土処分場の区域です。

面積約 1 ha、総盛土量約 9 万 m<sup>3</sup>、最大盛土高約 27m の盛土をする計画となっております。

盛土完了後、コナラ等を植栽し、造成森林とする計画となっており、森林率が約 30% から最終的に約 44% に増加することになっております。

また、青色の 2 箇所、新たに調整池を設置することとしてございます。

下流河川管理者である大阪府と協議した内容により、安全に二瀬川へ流下させる計画となっております。

なお、調整池には、沈砂機能も併せ持ち、土砂の流出防止を図る内容となっております。

13 頁は、開発事業区域内の現況写真になります。

上段は、残土処分場予定地を上方より見下ろした写真となっており、下段は、碎石場跡地の現況です。

14 頁をご覧ください。

最後に、変更申請書の審査結果についてご説明させていただきます。

先ず、「災害の防止」につきましては、切土・盛土の勾配も適切となっております。

盛土部の安定計算結果は1.2倍以上あり、土砂の流出、排水処理等も適切に計画され、また「水害の防止」につきましては、下流河川管理者である大阪府と協議した内容により、安全に流下する計画となっています。

次に、「水の確保」については、沈砂池等の濁水防止対策が適切に計画されております。

最後に、「環境の保全」については、残置森林等が適切に配置され、森林率の基準も満足していることから、林地開発許可における4要件のいずれも基準に即した適切な対策がなされているため、許可相当と判断し、令和4年11月24日に変更許可を行ってございます。

続きまして、変更許可の事後報告事案2つ目について、ご説明させていただきます。

15頁をご覧ください。

当該事案は、大阪府和泉市の大栄環境株式会社による、御坊市塩屋町南塩屋地内において許可していた産業廃棄物処理施設について、東側に事業区域を拡大し、産業廃棄物最終処分場を増設する変更の開発案件となっております。

事業地は、御坊発電所から東側約2km、御坊市と印南町との市町界に隣接する御坊市塩屋町南塩屋地内の森林区域に位置します。

事業地に隣接して南北に市道猪野々野島線が走るとともに、事業地の北側で東西に王子川が流れています。

17頁をご覧ください。

こちらが変更前後の開発計画の平面図になります。

事業区域について、東側を約7ha拡大し、2期目の産業廃棄物最終処分場を増設する変更計画となっております。

変更後の赤色囲みのエリアが、増設される産業廃棄物最終処分場の区域で、埋立面積約7ha、埋立処分量約136万 $m^3$ 、最大盛土高約42mの計画となっております。

また、青色の2箇所に、新たに調整池を設置することとし、開発後のピーク流量を下流の市管理水路断面の流下能力以下にまで調整した後、水路を経て王子川へ流下させる計画となっております。

なお、調整池には、沈砂機能も併せ持ち、土砂の流出防止を図る内容となっております。

事業区域拡大に伴い、残置森林等を適切に再配置するとと

森林整備課  
治山班長

もに、森林率の基準についても満足する計画となっています。  
18 頁をご覧ください。

こちらが開発事業区域内の現況写真になります。

写真番号①は、2 期目の産業廃棄物最終処分場を増設する  
予定地の写真になります。

写真番号②は、事業区域拡大エリアの遠景写真で、写真番号  
③は、その林況写真になります。ネジキ、タイミンタチバナ等  
の広葉樹が殆どを占め、谷筋の一部にスギ人工林があります。

最後に、許可申請書の審査結果をご説明させていただきます。

19 頁をご覧ください。

まず、「災害の防止」については、切土・盛土の勾配も適切  
となっており、盛土部の安定計算は 1.2 倍で、土砂の流出、排  
水処理等も適切に計画されております。

また、「水害の防止」については、開発後のピーク流量を、  
下流の流下能力を考慮した流量以下にまで調整する計画とな  
っています。

次に、「水の確保」については、沈砂池等の濁水防止対策が  
適切に計画されております。

最後に、「環境の保全」については、残置森林等が適切に配  
置され、森林率の基準も満足していることから、林地開発許可  
における 4 要件のいずれも基準に即した適切な対策がなされ  
ているため、許可相当と判断し、令和 4 年 12 月 9 日に変更許  
可を行いました。

以上で、本日の森林審議会にご報告させていただきます林  
地開発に係る事後報告事案のご説明を終了させていただきます。

よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

多くの案件がございますけれども只今ご説明いただいた内  
容につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問をいただき  
たいと思います。

委員

はい。

最後に説明された産業廃棄物の計画ですけれども、17 頁の  
図では、全体が変更されているように見えるが、既存計画の変

更では。

森林整備課  
治山班長

東側に広げて計画が変更されました。

森林整備課  
治山班

少し補足で説明させていただきます。

変更前の左側の部分が大きく変わっていると思いますが、この部分につきまして、1期目の処分場を開発する時、表面の土砂を埋め立てる面積が少なくなっているんですけども、その埋め立てるところをさらにまた掘り下げて、そこに産業廃棄物を埋め立てるといような計画変更となっております。

議 長

ちょっと今のお話に関連して私からもお聞きしたいのですが、基準の中で、こういう最終処分になってきますと水質というのはどういう風にチェックされているのでしょうか。

どういう基準で審査されているのか教えていただけますでしょうか。

森林整備課  
治山班長

水質の関係の調査、審査等につきましては、主体的には環境政策局の循環型社会推進課の方で、審査しています。

議 長

地質とかもそこでチェックされているのでしょうか。  
例えば土が流れやすいとか。

森林整備課  
治山班長

そちらにつきましては、沈砂池でどれだけの量がたまるかということを考えて審査を進めています。

議 長

例えばボーリングとかして、下にどういう地質があるとか、そういうところは掘ってみないとわからないのでしょうか。

森林整備課  
治山班長

おっしゃるとおり、ボーリング調査が行われています。

議 長

わかりました。

その他、ご質問等いかがでしょうか。

委員

産業廃棄物が埋め立てられる場合に、その産業廃棄物がどのような種類のものであるかということは、事前にわかりませんでしょうか。

もし私がこの付近に住んでいるとすれば、どんな産廃が埋められるのかというのはすごく気になるところです。

これは森林審議会の範疇から外れるとは思いますが。

森林整備課  
治山班長

今回処理される廃棄物の種類としましては、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくずなどとなっています。

森林整備課  
治山班

少し補足させていただきますと、最終処分場の一番下の層にシートを設置しまして、その上に暗渠配水管を設置しますので、その暗渠配水管から出た水につきましては、浸出液処理施設で適切に処理した後、下流域に流す計画となっております。

こちらの審査につきましては、先ほどと同様循環型社会推進課で、適切に審査しております。

議長

その他いかがでしょうか。

皆様がお考えの間に私からもう一つお願いしたいのですが。

太陽光発電の部分が 0.5ha 以上という基準に変わるということで、この辺りは十分周知されているのでしょうか。

あるいはチェック体制とか、その辺りについてはどのようなになっているのか情報をいただけますでしょうか。

森林整備課  
治山班長

はい。

周知の方法につきましては、国から通知があった後に、関係各課のところへ情報提供し、そちらから関係する事業者等へ情報提供していただいています。

我々も関係市町村への周知を行い、県の HP を更新し、広く皆様に周知できるよう心掛けているところでございます。

これから始める、既に始めている事業者で、わかっているところにつきましては、直接通知するようにしてございまして、極力漏れのないように広く行っております。

委員

資料のQ&Aの4つ目なんですけれども、隣接しているけれども目的が太陽光と資材置き場とがあり、違うとなるという時にどうなのかと。指導とかがどうなるのか確認したいです。

森林整備課  
治山班長

おっしゃるとおり、太陽光の場合は0.5ha以上でその他については1ha以上ということになりますので、これ未満につきましては市町村長への伐採届け出制という手続きになります。

そのため、市町村へ伐採届を提出された際に、伐採届の範疇で指導することとなります。

議長

その他いかがでしょうか。

そうしましたら、本件については以上で終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

それでは、議事はこれで終了ですが、その他にこの機会に県の森林・林業行政などにつきまして、ご意見・ご質問ございましたら、ご発言いただけますでしょうか。

委員

森林環境譲与税の利用がずいぶん増えていると伺ったと思います。

遺産として山林を引き継ぐということも多くあると思います。その時に、自分では手入れができないとか、山なんか知らないという話をよく聞くんですけれども、そういう方々に対して市町村から森林環境譲与税の利用や遺産として山林が譲られるときに制度の周知や手入れ、手続きの説明とかはあるんでしょうか。

何か聞いていると身の回りの方たちはほったらかされているような気がします。

この税金を上手に使える方法というのを、そうした人たちへ伝えることはどのようになっているのでしょうか。

林業振興課  
計画班長

森林環境譲与税につきましては、もう今年度で4年目となりまして、冒頭で局長から話がありましたけど、活用を積極的にしていかなければならないということで、今年度は各市町

林業振興課  
計画班長

村における活用額が増えてきております。

基本的には森林整備につきましては市町村が意向調査という形で管内の森林所有者に対して意向の確認を行っています。

自分では手入れできないので何とかしてほしいというところにつきましては、市町村が代わって山の管理をしていくという方法で、間伐とかの手入れをやっております。

ただ、一方では先ほどお話にありましたように、なかなか声をかけてくれない、とかどうしたら良いのか、というお話もありますので、所有者さん自らもう自分では管理できないということを、市町村の役場へ申し出ることもできるようになっております。

森林の整備はもちろんですが、一つ大きな問題になっているのがその山の所有者がわからないということですので、相続したとか売買されたとかの情報、境界の情報を市町村に届けていただき、森林の情報を整備していくことが重要と思っております。

最後にこの税の活用として森林整備はもちろんですが、木材利用の促進にも充てられるようになっております。

特に市町村が行う公共の木造施設や色々な地域材を利用したイベントなどにも税を活用することができます。

もう一つは林業を担っていく人材の育成と確保です。

そういうところへも充てられるようになっております。

森林整備、木材利用、人材の確保・育成、そういうところに今後ともどんどん使っていただくということで、働きかけを行っていますので、色々なご意見をいただけたらと思っております。

どうぞよろしく申し上げます。

議 長

今の事に関連して、県の森林 GIS を更新されていると思いますが、4月からクラウドという形になると聞いています。

この点につきましてはスケジュールやどんなことができるようになるのか、ちょっと簡単で結構ですので情報いただけないでしょうか。

林業振興課  
計画班

森林クラウドにつきましては、今年度開発を行っております、年度内にシステムの開発やチェックなど行いまして、4



林業振興課  
計画班

月から各市町村で使えるように現在進めているところです。

森林クラウドになりますと、例えば今までは県の持っている森林の情報や市町村が持っている森林の情報が違うケースがあったのですが、森林クラウドを用いることにより情報が統一化されます。

また、県、市町村、民間の林業事業体や森林組合にも使っただけのシステムを考えております。

例えば伐採届や森林経営計画など、今までの紙ベースの手続き等を電子ファイル等で処理できるように、システム開発を進めているところです。

委員

さきほど森林環境譲与税のことでご説明いただきましたが、その中でも所有者が不明であるとか、あるいは境界が不明であるとかっていう話がありまして、この境界についてはもう何年か前にもうこれが始まる時に、ちゃんと確認しないと大変だという話があったと思うんですが。

現在、境界が確定していないとか、所有者が不明であるとかというのは、県全体でどれくらいがそのようなことになっているのか数値はあるでしょうか。

林業振興課  
計画班長

おっしゃられたような、森林所有者が不明とか、境界が不明瞭という数値は持っていません。

ただ、地籍調査を完了したところについては、土地の所有者というのは確定しております。

なお、地籍調査の実施は県全体で言いますと令和4年度末見込みで53.8%という状況になっております。

また、地籍調査が終わっていないところにつきましては、地籍調査を待つとなるといつのものになるのかわからないようになりますので、地籍調査の事前調査ということで森林の境界明確化作業を森林環境譲与税により実施することもできます。

議長

それではちょうど時間が迫っておりますので、これで審議を終えさせていただきたいと思っております。

委員の皆様には長時間にわたりご意見いただきまして、ありがとうございました。

以上でこの審議会の進行を終了させていただきたいと思

議 長

ます。

どうもありがとうございました。

事務局の方お願いいたします。

司 会

■■■■会長どうもありがとうございました。

本日の審議会の議事の内容につきましては、追って事務局にて議事録を取りまとめ、冒頭会長から、議事録署名人としてご指名いただきました■■■■委員、■■■■委員に署名捺印をお願いしたいと存じておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして本日の森林審議会は終了させていただきます。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。

気をつけてお帰りください。

お疲れ様でした。